

いじめの問題に関する県独自調査の結果概要について

平成28年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（9月調査）結果概要

1 調査の経緯

大津市での事案をはじめとする全国的ないじめの問題を受け、平成24年9月に、文部科学省が全国一斉に緊急調査を実施しました。本県では、当該年度前半（4月から9月）におけるいじめの認知件数をはじめ、いじめの問題に関する県内の状況を把握するために、平成25年度以降も、毎年9月に県教育委員会独自で調査を実施しています。

本年9月に実施した調査結果の概要は、以下のとおりです。

2 調査結果の概要

(1) いじめの認知件数等（平成28年4月から9月末まで）

【いじめの認知件数（校種別）】 (単位：件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H27(9月末現在)	533	342	45	2	922
H28(9月末現在)	1,380	513	106	4	2,003
H28-H27	847	171	61	2	1,081

（参考）平成27年度（年間）のいじめの認知件数 (単位：件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H27年度	871	504	125	10	1,510

（平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より）

【解消しているものの割合（解消率）】 (単位：%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27(9月末現在)	65.3	68.1	60.0	50.0	66.1
H28(9月末現在)	83.1	71.7	81.1	25.0	80.0
H28-H27	17.8	3.6	21.1	▲25.0	13.9

- 平成27年8月以降、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消した事案を含め、積極的にいじめを認知するよう学校に求めてきました。今年度、この考えがより浸透し、各学校が積極的ないじめの認知に努めた結果、件数の大幅な増加につながったと考えられます。

(2) 学校の取組状況

【いじめの問題に関する校内研修の実施(前年度の実績)】

(単位:%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H28	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H28-H27	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【情報モラル教育の実施(前年度の実績)】

(単位:%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27	92.3	96.2	100.0	100.0	94.3
H28	98.1	98.1	100.0	100.0	98.4
H28-H27	5.8	1.9	0.0	0.0	4.1

【学期に1回以上の定期的なアンケート調査の実施(前年度の実績)】 (単位:%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H28	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H28-H27	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【アンケート調査がいじめの未然防止等に効果をもたらすと回答する学校】 (単位:%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H27	98.7	98.1	89.4	100.0	97.6
H28	99.5	99.4	91.2	100.0	98.5
H28-H27	0.8	1.3	1.8	0.0	0.9

- 全ての学校でいじめの問題に関する校内研修が実施されており、情報モラル教育を実施している学校が増加しています。
- 全ての学校において、学期に1回以上、いじめに関する定期的なアンケート調査が実施されています。各学校では、アンケート調査の実施に加え、個人ノートや面談等による日々の活動を通して、いじめの早期発見、早期対応への取組が行われています。

(3) 市町教育委員会の取組状況

【学校に対する指導】

(29市町)

	学校の「いじめ防止基本方針」に基づいた取組を行うよう指導している	いじめの防止等のための組織を活用した取組を行うよう指導している	学期に1回以上の定期的なアンケート調査を実施するよう指導している
H27	29	29	29
H28	29	29	29
H28-H27	0	0	0

【研修の実施等】

(29市町)

	いじめの問題に関する教員を対象とした研修の実施（県主催の研修を除く）	学校警察連絡協議会を年に複数回開催している（9月時点での回答）	いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がある
H27	22	23	3
H28	20	29	7
H28-H27	▲2	6	4

- ・ 研修が実施されていない市町は、県教育委員会が主催する生徒指導担当者研修会等に教員が参加しています。
- ・ 全ての市町で学校警察連絡協議会が設置され、年複数回開催されています。
- ・ 指導上困難な課題を抱える学校に対しては、指導主事の派遣に加え、スクールカンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣等による重点的な指導、支援が行われています。

3 今後の対応方針

- (1) 本調査結果を市町教育委員会及び県立学校へ周知し、市町及び学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、教員が抱え込むことなく組織的な対応が行われるよう指導・助言を行ってまいります。
- (2) 11月の「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」の期間中に、各学校の実情に応じて、いじめ防止等の取組を積極的に行うよう働きかけました。学校の取組状況等をまとめて、好事例を市町や学校に紹介するなど、今後の取組に活かしてまいります。
なお、県教育委員会では、学校は家庭に次いで子どもが過ごす時間が長く、子どもの状況を把握しやすい立場にあることから、「学校での児童虐待気づきリスト」を福祉機関や警察等と連携しながら作成・配布したところであり、活用を促してまいります。
- (3) 「いじめ防止対策推進法」の施行（平成25年9月）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（平成25年10月）から3年が経過し、国においては、見直しに向けた検討が進められています。また、道徳の授業や特別活動等でいじめについて議論するための実践的な事例集等も提供される予定です。これら国の動向も注視しつつ、市町教育委員会や学校に情報共有を図り、いじめの防止等の取組に活かしてまいります。
- (4) 学校だけでは解決することが難しい事案については、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等によるチーム支援を行うとともに、必要に応じて弁護士相談を行うなど、市町教育委員会及び学校を支援してまいります。